

青森市子ども会議からの意見一覧

○平成30年度第2回 児童福祉専門分科会資料

【質問事項】目標達成のために、どのようなことをすればいいと思いますか？

実施済み：2件、実施参考：4件、実施段階検討：19件、情報提供・検討：2件、実施困難：3件

No	○取り上げた目標とする指標 「青森市子どもの権利の保障に関する行動計画」の項目 （「青森市子ども総合プラン」の項目）	ご意見の内容	市の考え方	実施予定
1~6	○児童館利用者数を増やすためには	周知工夫 ・児童館、児童センターの場所や目的が知られていない。イベントなどで場所を知ってもらおうのがいい。ポスターで紹介など 6件	一部実施済み、子どもの権利の行動計画推進、子ども総合プランの推進に当たっての参考意見とする。	実施段階検討
7	・「子どもの権利行動計画」	事業工夫 ・小さい子優先にするなどのルールやマナーをしっかりと決めるといい、勉強を教える、テレビゲームやスマホ以外での遊びをする	一部実施済み、子どもの権利の行動計画推進、子ども総合プランの推進に当たっての参考意見とする。	実施段階検討
8	第2章 子どもの育ちへの支援（条例第11条） 第3節 子どもの居場所づくり	広報拡充 ・旗やコマーシャルなどで宣伝する、ティッシュを配る	子どもの権利の行動計画推進、子ども総合プランの推進に当たっての参考意見とする。	実施段階検討
9~10	・「青森市子ども総合プラン」 第2部第3章5(3))	設備拡充 ・近くの児童館は建物が古く、外見があまりよくない。外見は大事 2件	施設整備には、多額の予算がかかることから実施困難。	実施困難
11	○青森市子ども会議委員の意見表明回数を増やすためには	事業工夫 ・もっとみんなが来るような場所で、フォーラムなどを行う	今後の事業実施の参考とする。	実施参考
12~19	・「子どもの権利行動計画」	事業工夫 ・「広報あおもり」や「青森市民ガイドブック」に掲載。学校や公共施設などにパンフレットを配る。友人に周知。子ども会議員が各学校をまわりPRなど 8件	一部実施済み、子どもの権利の行動計画推進、子ども総合プランの推進に当たっての参考意見とする。	実施段階検討
20	第2章 子どもの育ちへの支援（条例第11条） 第6節 子どもの意見表明・参加の促進	事業工夫 ・SNSの活用、YouTubeへの投稿（動画作成）Webサイトを作る	子どもの権利の行動計画推進、子ども総合プランの推進に当たっての参考意見とする。	実施段階検討
21	・「青森市子ども総合プラン」 第2部第1章2(1)	広報拡充 ・チラシだけでなく、テレビ、ラジオなどを使って広報	子どもの権利の行動計画推進、子ども総合プランの推進に当たっての参考意見とする。	実施段階検討
22	○待機児童数を減らすには	事業工夫 ・保育所以外で、家で子どもを見てくれる制度があればいい	類似事業にて実施済み。	実施済み
23	・「子どもの権利行動計画」 第3章 保護者への支援（条例第12条第1項）	設備拡充 ・会社の中に保育所を作ればいい。幼稚園を活用するとか、新たな預ける施設をつくれればいい	制度は実施済み、今後も制度の周知に取り組む	実施済み
24~25	第1節 乳幼児期の教育・保育の充実 ・「青森市子ども総合プラン」 第2部2章2(2)	事業工夫 ・地域のお年寄りの力を借りて、公民館などで保育してもらおう 2件	参考意見として関係部局へ情報提供する。	情報提供・検討
26~28	○青森市子どもの権利相談センターへの相談者数を増やすには	事業工夫 ・どんな相談員が分かれば相談しやすいので、顔写真や、自己紹介がのったチラシを学校などで配布したらいい、子どもが読みやすい漫画で広報するといい。 3件	一部実施済み、今後の事業実施の参考とする。	実施参考
29	・「子どもの権利行動計画」	周知工夫 ・生徒手帳の裏面に記載する	子どもの権利の行動計画推進、子ども総合プランの推進に当たっての参考意見とする。	実施段階検討
30	第5章 子どもの命と安全を守る取組(条例第13条) 第1節 権利侵害からの救済 ・「青森市子ども総合プラン」 第2部1章3(1)	広報拡充 ・ラジオやCMなどで宣伝	事業効果が不明確なため、実施困難。	実施困難

【定義】

「実施済み」・・・既に同様のものを実施済み
「実施参考」・・・実施にあたり参考とするもの
「実施段階検討」・・・実施段階で検討するもの
「情報提供・検討」・・・関係部局へ情報提供し、検討するもの
「実施困難」・・・実施が困難なもの